

○財務省告示第八十二号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成三十年三月三十日

財務大臣 麻生 太郎

輸入統計品目表第〇四〇二・一〇号の規定中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項」を「畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第24条第1項」に改める。

輸入統計品目表第〇四〇二・一〇号から第〇四〇二・二九号までの規定、第〇四〇二・九九号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇五・一〇号から第〇四〇五・九〇号までの規定中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項」を「畜産経営の安定に関する法律第24条第1項」に改める。